

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名：株式会社サンクラフト

業者の住所：島根県浜田市熱田町1598番地

2 指名停止措置期間：令和6年7月4日から令和6年7月17日まで（2週間）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

株式会社サンクラフトは、島根県が発注した工事において、潜水士がクレーン台船と岸壁（型枠）の間に挟まれ死亡する事故を発生させ、現場代理人他3名が労働安全衛生法違反等により公訴を提起され、略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため

指停止措置要領 付表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内